

3 給与の状況

寝屋川市職員の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づいて、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与などを考慮して条例や規則で定められています。

1. 総括

(1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

住民基本 台帳人口 R 6 . 1 . 1	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度 の人件費率
225,736 人	105,723,665 千円	1,198,966 千円	10,932,003 千円	10.4 %	10.8 %

※ 人件費は市長・議員等の特別職に支払う給料・議員報酬・報酬を含みます。

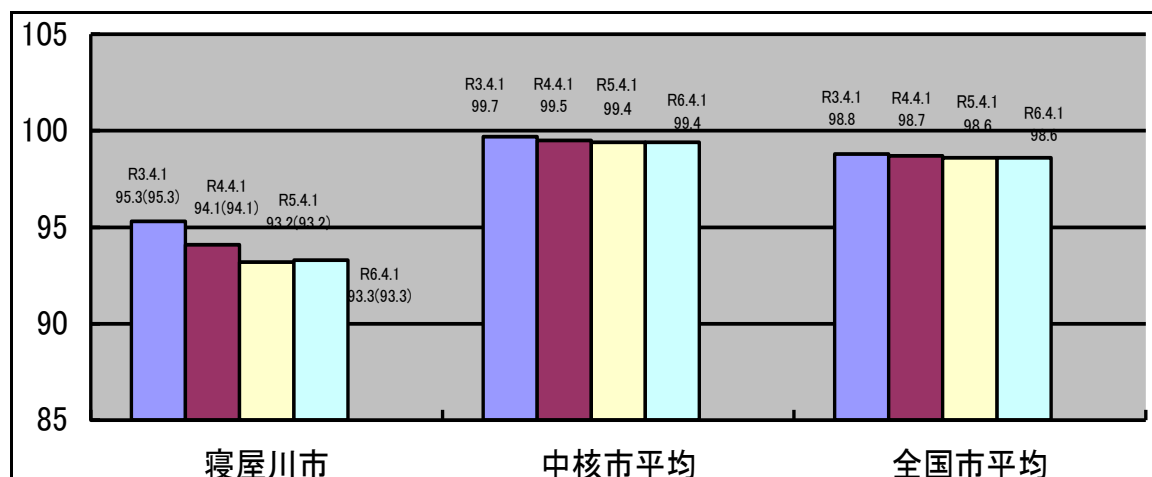
(2) 職員給与費の状況(令和5年度普通会計決算)

職 員 数 (A)	給 与 費				1 人 当 た り 給 与 費 B / A
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
1,430 (1,099) 人	4,365,514 (3,742,168) 千円	1,274,695 (1,109,699) 千円	1,827,510 (1,589,684) 千円	7,467,719 (6,441,551) 千円	5,222 (5,861) 千円

(参考) 中核市平均1人当たり給与費	6,359 千円
--------------------	----------

※①職員は令和5年4月1日現在の人数です②職員手当には退職手当を含みません③1人あたり給与費は、税・社会保険料を控除していないもので手取額ではありません④給与費は短時間勤務職員を含んだもので、()内は常勤職員の人数及び金額です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- ※ 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
- 3 中核市平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般職の給料については、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % の引き下げを行い、激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施します。

②地域手当の見直し

国基準 12 % に対し、寝屋川市においては、支給割合の変更はなく、引き続き 12 % を支給します。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
寝屋川市	42 歳 1 月	295,279 円	385,223 円	363,529 円
大阪府	41 歳 6 月	314,603 円	424,876 円	372,465 円
国	42 歳 1 月	322,823 円	—	405,378 円
中核市	42 歳 3 月	322,065 円	406,828 円	366,830 円

② 技能労務職

区 分		公 務 員					民 間			参 考
		平均 年齢	職員数	平均 給料月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
寝屋川市	全体	56 歳 9 月	73 人	285,375 円	345,560 円	329,045 円	—	—	—	—
	うち 清掃職員	56 歳 5 月	44 人	290,889 円	361,727 円	336,951 円	廃棄物処理 業従業員	47 歳 7 月	314,900 円	1.15
	うち 学校給食	58 歳 7 月	14 人	266,500 円	305,313 円	302,364 円	調理士	42 歳 8 月	279,000 円	1.09
	うち 用務員	56 歳 8 月	10 人	277,630 円	325,616 円	321,866 円	用務員	49 歳 1 月	244,800 円	1.33
大阪府		54 歳 5 月	382 人	295,012 円	368,827 円	341,219 円	—	—	—	—
国		51 歳 2 月	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
中核市		50 歳 9 月	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	—	—	—	—

区 分		参 考		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
寝屋川市	全体	—	—	—
	うち 清掃職員	5,667,630 円	4,376,300 円	1.30
	うち 学校給食	4,912,361 円	3,669,700 円	1.34
	うち 用務員	5,223,197 円	3,297,300 円	1.58

※「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- ※ 技能労務職の職種区分のうち、守衛と自動車運転については、職員数が3人以下のため無記載とします。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		寝屋川市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	208,000 円	203,300 円	196,200 円
	高校卒	181,800 円	171,500 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	181,800 円	178,233 円	—
	中学卒	—	—	—

※ 学校卒業後すぐに採用されたときの給料月額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	264,195 円	342,026 円	382,733 円	359,500 円
	高校卒	—	280,975 円	—	336,275 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

※ 高校卒の経験年数 10・25 年は、該当する職員がいません。

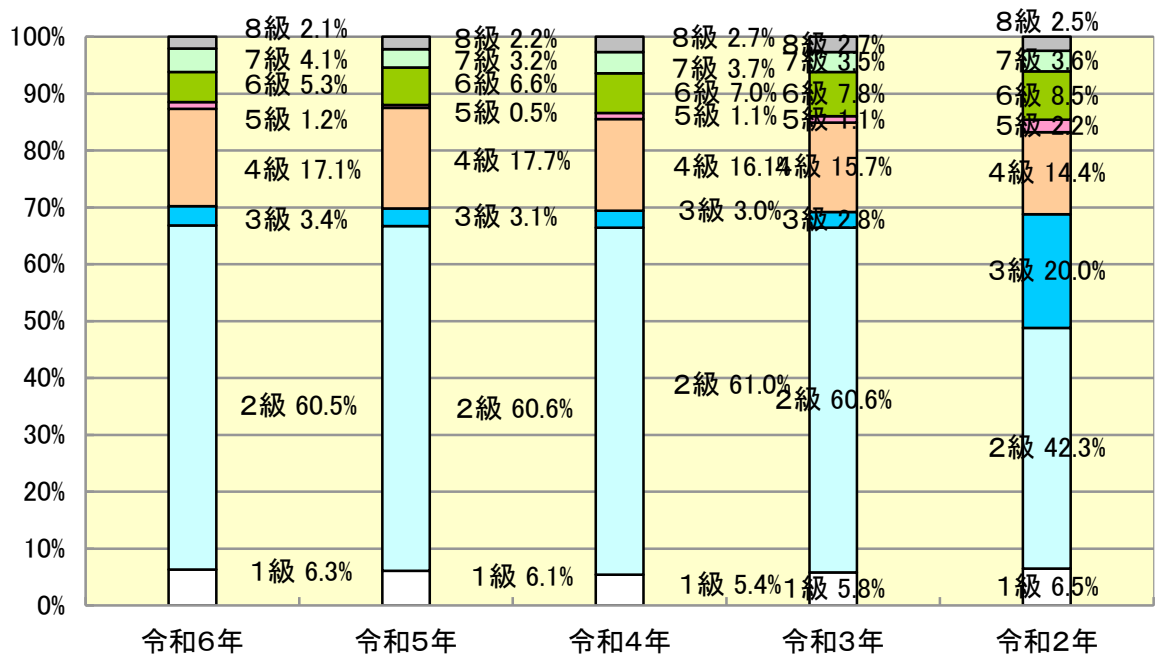
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員	52人	6.3%	162,100円	249,400円
2級	係員	502人	60.5%	208,000円	305,200円
3級	副係長	28人	3.4%	240,900円	351,000円
4級	係長	142人	17.1%	271,600円	382,000円
5級	課長代理	10人	1.2%	295,400円	394,000円
6級	課長	44人	5.3%	323,100円	411,300円
7級	次長	34人	4.1%	365,500円	446,200円
8級	部長	18人	2.1%	410,300円	470,000円

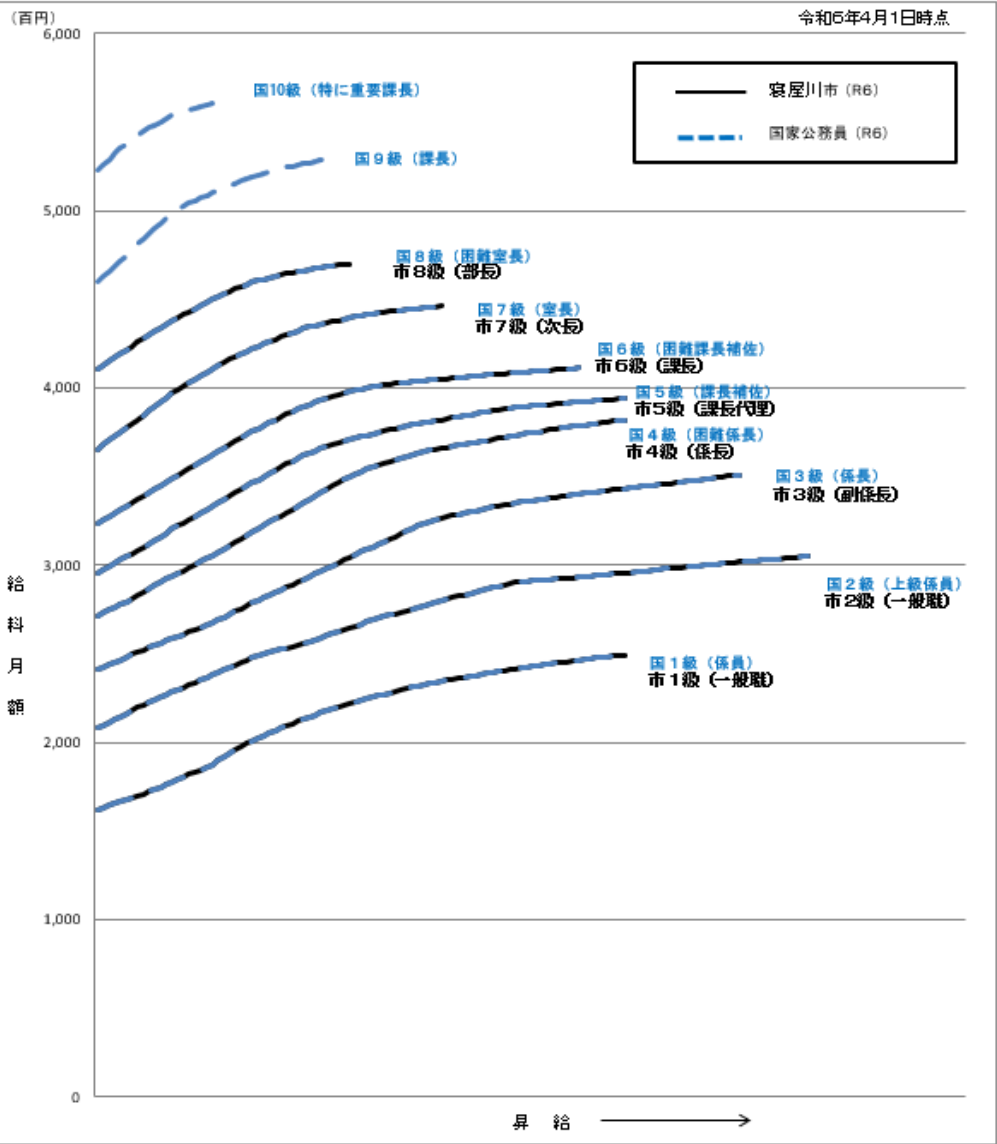
※ 寝屋川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（寝屋川市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

寝屋川市		大阪府		国	
一般職員 1 人当たり平均支給額（令和 5 年度普通会計決算）		1 人当たり平均支給額（令和 5 年度普通会計決算）		—	
1,674 千円		1,696 千円			
（令和 5 年度支給割合）		（令和 5 年度支給割合）		（令和 5 年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分 （1.375 月分）	2.05 月分 （0.975 月）	2.45 月分 （1.375 月分）	2.05 月分 （0.975 月）	2.45 月分 （1.375 月分）	2.05 月分 （0.975 月）
（加算措置）		（加算措置）		（加算措置）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

※（ ）内は再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（寝屋川市）

令和 5 年度中における運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

	寝屋川市		国	
(支給率)	自己都合	定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職者2～45%		定年前早期退職者2～45%	
1人当たり 平均支給額	1,612千円	16,061千円	—	

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される手当です。

支給実績(令和5年度普通会計決算)		556,311千円
一般職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)		440,807円
支給対象職員数	市の支給率	国の支給率
1,092人	12%	12%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

著しく危険・不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当です。

支給実績(令和5年度普通会計決算)		2,560 千円
一般職員の支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)		33,955 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度普通会計決算)		4.72%
手当の種類(手当数)		6 種類
手当の名称	支給対象職員	支給額
市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000 ※1か月の上限額は7,000円です。
防疫等業務従事手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項、第3項及び第7項から第9項までに規定する感染症の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病原体が付着している疑いのある物件の処理に従事した職員	日額 290 円
	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第13条の規定による検診又は予防注射に従事した職員	
	狂犬病予防法第18条の2第1項の規定による薬殺又は大阪府動物愛護及び管理に関する条例(平成13年大阪府条例第3号)第15条第1項の規定による掃討に従事した職員	日額 450 円
行旅病人又は行旅死亡人収容護送従事手当	行旅病人又は行旅死亡人の収容護送に従事した職員	1件につき 1,000 円
社会福祉業務従事手当	① 社会福祉法(昭和26年法律45号)第15条第1項第1号又は第2号の所員で、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による援護、育成又は更生の措置に関する業務に従事したもの	日額 180 円

	② 社会福祉法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の所員（前号に規定する職員は除く。）で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭等を訪問し、これらの者に面接し、本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の業務に従事したもの	日額 150 円
精神保健福祉業務従事手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 27 条第 3 項の規定による診察の立会い並びに同法第 47 条第 1 項の規定による相談及び指導に従事した職員	日額 300 円
危険作業従事手当	炉内、ピット内、槽内及び下水管内において危険作業に従事した職員	日額 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給される手当です。

支給実績(令和 5 年度普通会計決算)	268,252 千円
一般職員の支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度普通会計決算)	234,486 円
支給実績(令和 4 年度普通会計決算)	274,362 千円
一般職員の支給対象職員 1 人当たり平均支給年額(令和 4 年度普通会計決算)	239,826 円

※職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績年度決算と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員等を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容		令和 5 年度普通会計決算	
			支給実績	一般職員の支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	寝屋川市	扶養親族がいる職員に支給される手当で、配偶者には 6,500 円、子は 10,000 円、父母等は 6,500 円、扶養親族の子が 15 歳～22 歳のときは、それぞれの金額に 5,000 円を加算して支給されます。※ 8 級の職員については、配偶者・父母等の金額は 3,500 円とする。	89,051 千円	214,064 円
	国	同 上	—	—

住居手当	寢屋川市	借家世帯主には家賃額に応じて 28,000 円を上限に支給されます。持家世帯主及び非世帯主には支給されません。	75,505 千円	315,920 円
	国	同上	—	—
通勤手当	寢屋川市	交通機関を利用している職員には、6 か月定期代相当額が支給されます。自動車等の交通用具を利用し通勤距離が片道 2 km 以上の職員には、距離に応じて月額 2,000 円～24,400 円が支給されます。	97,717 千円	93,897 円
	国	交通機関を利用している職員には、6 か月定期代相当額が支給されます。自動車等の交通用具を利用し通勤距離が片道 2 km 以上の職員には、距離に応じて月額 2,000 円～31,600 円が支給されます。	—	—
管理職手当	寢屋川市	管理又は監督の地位の職員に対し、職務に応じて 43,000 円～92,000 円が定額で支給されます。	181,352 千円	645,534 円
	国	管理又は監督の地位の職員に対し、職務の級及び官職に応じた区分（一種～五種）により、定額で支給されます。	—	—
管理職員特別勤務手当	寢屋川市	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日に勤務した場合に、職務と勤務時間に応じて 3,000 円～12,750 円が支給されます。	869 千円	12,594 円
	国	管理又は監督の地位の職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に、職務の級及び官職に応じた区分（一種～五種）により、定額で支給されます。	—	—
初任給調整手当	寢屋川市	医療職給料表の適用を受ける職員に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給されます。	3,078 千円	1,539,000 円
	国	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる官職に採用された職員に一定期間支給されます。	—	—

5. 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料		寝屋川市	(参考)中核市における 最高／最低額	
	市長	1,020,000 円	1,180,000	707,000
	副市長	870,000 円	960,000	696,000
議員 報酬	議 長	679,000 円	823,000	584,000
	副議長	639,000 円	747,000	504,000
	議 員	594,000 円	700,000	475,000
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 4.25 月分		
	副市長			
	議 長			
	副議長			
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(支給時期)	
	市長	$1,020,000 \text{ 円} \times 45 / 100 \times 48 \text{ 月} = 22,032,000 \text{ 円}$	任期毎に支払う	
	副市長	$870,000 \text{ 円} \times 33 / 100 \times 48 \text{ 月} = 13,780,800 \text{ 円}$	任期毎に支払う	

※ 上記の額から税金・社会保険料を控除して支給されます。

※ 退職手当の（算定方式）の金額は、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6. 公営企業職員の状況（上下水道事業）

(1) 職員給与費の状況

① 決算（令和5年度）

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占 める職員給 与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占め る職員給与費比率
水道事業会計	3,556,154 千円	246,372 千円	189,566 千円	5.3%	5.6%
下水道事業会計	5,270,052 千円	237,496 千円	34,931 千円	0.7%	0.9%

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
水道事業会計	30 人	110,256 千円	32,580 千円	46,730 千円	189,566 千円	6,319 千円
下水道事業会計	8 人	22,721 千円	5,174 千円	7,036 千円	34,931 千円	4,366 千円

(参考) 市町村(政令指定都市除く)水道事業(簡易水道事業含む)平均 1 人当たり給与費	6,118 千円
--	----------

※ 職員手当には、退職手当を含みません。

※ 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

※ 期末・勤勉手当には、賞与引当金繰入額 15,952 千円（水道事業会計）2,860 千円（下水道事業会計）を含みます。

(2) 給与制度の主な見直しの状況

3-1-(4)と同じです。

(3) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
寝屋川市上下水道局	46 歳 8 月	356,586 円	490,080 円
団体平均	45 歳 8 月	337,221 円	508,691 円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(4) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(令和5年度決算)	
1,490 千円	
(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分 (1.375 月分)	2.05 月分 (0.975 月分)
(加算措置)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置(役職加算5～20%)	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(5) 退職手当(令和6年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	定 年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(加算措置) 定年前早期退職者2～45%		
1人当たり 平均支給額	15,061 千円	

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(6) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	22,300 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	464,568 円
支給率	12%
一般行政職の制度(支給率)	12%
支給対象職員数	50 人

(7) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

平成18年4月1日をもって廃止しました。

(8) 時間外勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	7,061 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	197 千円
支給実績(令和4年度決算)	9,463 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	256 千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(9) その他の手当

※ 3-4-(6)と同じですが、支給実績と支給職員1人当たり平均支給年額がそれぞれ次のように異なります。

扶養手当	支給実績(令和5年度決算)	4,964 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	177,263 円
住居手当	支給実績(令和5年度決算)	4,531 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	283,159 円
通勤手当	支給実績(令和5年度決算)	3,798 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	99,926 円
管理職手当	支給実績(令和5年度決算)	8,134 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	542,266 円
管理職員特別勤務手当	支給実績(令和5年度決算)	50 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	16,666 円